


杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第1部 総則

改正前	改正後
<p>第1章 計画の目的 第4節 計画の位置づけ</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 計画の目的 第4節 計画の位置づけ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-weight: bold;">杵築市国土強靱化地域計画</p> <p>大規模自然災害に対して、市民の生命・身体・財産を守り、社会・経済への致命的な被害を回避し、迅速な復旧・復興に資する強靱な地域づくりを推進するために令和3年6月に策定。</p> <p>地域強靱化に関する施策について、本市の他の計画の指針となる。</p> </div> 

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第1部 総則

改正前														改正後													
第3章 杵築市における災害とその特性 第1節 豪雨災害・台風 1 気象災害の概要（大分県内の状況）（略） 気象災害発生件数（2002～2012年）														第3章 杵築市における災害とその特性 第1節 豪雨災害・台風（略） 1 気象災害の概要（大分県内の状況）（略） 気象災害発生件数（2011～2020年）													
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
台風					2	3	4	7	8	4			28	台風					1	2	5	7	8	10			33
梅雨						8	11						19	梅雨						8	14						22
低気圧(前線)									1	1			2	低気圧(前線)				1			2	2	3	3			11
強風				2									2	強風	2			2									4
干ばつ						1							1	干ばつ													0
ひょう								1					1	ひょう													0
霜害														霜害													0
雪害・凍害														雪害・凍害	1	1											2
落雷						1							1	落雷													0
暴風雪												1	1	暴風雪												1	1
計				2	2	13	15	8	9	5		1	55	計	3	1	0	3	1	10	21	9	11	13	0	1	73
(大分県災害年報による)																											
(略)														(略)													
第4章 被害の想定														第4章 被害の想定													
第1節 豪雨災害・台風														第1節 豪雨災害・台風													
近年大分県に襲来した比較的大規模な豪雨災害・台風の状況は、下記のとおりである。														近年大分県に襲来した比較的大規模な豪雨災害・台風の状況は、下記のとおりである。													
(略)														(略)													
追記														⑭令和2年(2020年)7月豪雨(期間降水量:日田市(椿ヶ鼻)1714.5mm)													

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第1部 総則

改正前	改正後
<p>昭和55年以降をとってみても、県が災害対策本部を設置した事例は9回、市町村に災害救助法を適用した事例が6回、死者を伴った事例は13回となっており、大規模な被害を伴う台風・豪雨等の発生頻度は高い。</p> <p>また、これらの災害による人的被害(死者)は、概ね1~2人程度、最も多いもので昭和57年(1982年)の7月豪雨8人となっている。大分県において、これら既往の風水害と同程度の災害に加え、昭和57年(1982年)の長崎豪雨や平成5年(1993年)の鹿児島豪雨に見られたような局地的集中豪雨により、大災害の発生も懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を本計画の想定災害と位置づけるものとする。</p> <p>第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関 (7) 福岡管区气象台(大分地方气象台)</p> <p>ニ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。</p>	<p>平成元年以降、県が災害対策本部を設置した事例は25回、市町村に災害救助法を適用した事例が7回、死者を伴った事例は26回となっており、大規模な被害を伴う台風・豪雨等の発生頻度は高い。また、これらの災害による人的被害(死者)は、概ね1~2人程度、最も多いもので平成5年(1993年)の台風第13号と令和2年(2020年)の7月豪雨でそれぞれ6人となっている。大分県において、これら既往の風水害に加え、近年では、線状降水帯などの局地的集中豪雨により、大災害の発生も懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を本計画の想定災害と位置づけるものとする。</p> <p>第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>3 指定地方行政機関 (7) 福岡管区气象台(大分地方气象台)</p> <p>ニ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成についての技術的な支援・協力に関すること。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 被害の未然防止事業 (略)</p> <p>7 漁港整備事業 (略)</p> <p>(3) 漁港整備事業の実施 漁港の整備事業は、漁港整備長期計画に基づき平成28年度の完了を目標に高潮対策事業を中心に実施した。 今後は、令和2年度末までに老朽化状況の機能診断を実施する。</p> <p>8 農地防災事業の促進</p> <p>(1) 農地防災事業の基本方針 洪水、高潮、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、排水路等の施設を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため必要な農地、農業用施設等の要防災地区を定め、当該地区を主体とした防災対策を実施する。</p> <p>(2) 農地防災事業の実施</p> <p>イ 防災ダムの維持管理 農地の災害を未然に防止するため、防災ダムの維持管理の適正化を図る。</p> <p>ロ ため池等整備事業の実施 築造後における自然的、社会的状況の変化並びに地震・風水害等による災害を防止するために早急に整備を要する農業用ため池、頭首工、樋門、用排水機場、用排水路等の新設又は改修と必要なくなった農業用のため池の廃止をため池等整備事業等により実施する。特に下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づけ、対策が必要なものについては計画的に実施する。</p>	<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 被害の未然防止事業 (略)</p> <p>7 漁港整備事業 (略)</p> <p>(3) 漁港整備事業の実施 漁港の整備事業は、漁港整備長期計画に基づき整備されるものであり、また海岸保全の整備事業も社会資本整備重点計画に基づき高潮対策事業を中心に実施するものである。</p> <p>8 農地防災事業の促進</p> <p>(1) 農地防災事業の基本方針 洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、用排水施設等を整備して、災害の発生防止を図るものとする。このため県及び市町村において、防災対策に関する長期計画を策定し、計画的な実施を図るものとする。</p> <p>(2) 農地防災事業の実施</p> <p>イ 防災ダム整備事業 洪水調節用のダムの整備</p> <p>ロ ため池等整備事業 災害発生のおそれのあるため池の整備</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>また、緊急時の迅速な避難行動につなげるため、防災重点ため池におけるハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等ソフト対策をハード対策と併せて促進する。</p> <p>ハ 農地海岸保全事業の実施 無指定の海岸で、背後地の農地を高潮、波浪又は津波、浸食による被害から守るため、農地海岸の指定及び海岸保全施設の新設を図る。</p> <p>ニ 農地保全に係る地すべり等防止事業の実施 農村地域において、地すべり防止法第3条の指定を受けた地区の被害を未然に防止するために地すべり防止対策事業を実施する。</p> <p>第3節 防災施設の災害予防管理 2 雪害予防管理対策 (1) 道路及び道路保護施設の維持管理 降雪時における道路及び道路保護施設の維持管理は、それぞれの管理者において、除雪作業員及び除雪資機材を確保するなど、必要な措置を行うものとする。 (略)</p>	<p>ハ 用排水施設等整備事業 災害発生のおそれのある用排水施設等の整備</p> <p>ニ 農地保全整備事業 農用地の保全と災害の未然防止を図るために行う排水施設や防風施設等の整備</p> <p>ホ 地域防災機能増進事業 地域の防災機能を増進させるために行う土地改良施設の整備</p> <p>ヘ 農業用河川工作物等応急対策 災害発生のおそれのある農業用河川工作物等の整備</p> <p>ト 地すべり対策事業 地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等</p> <p>チ 防災重点農業用ため池緊急整備事業 防災重点農業用ため池の防災工事及び廃止工事の実施、ハザードマップや遠隔監視システム等を活用した関係住民の安全確保</p> <p>第3節 防災施設の災害予防管理 2 雪害予防管理対策 (1) 道路及び道路保護施設の維持管理 降雪時における道路及び道路保護施設の維持管理は、それぞれの管理者において、除雪作業員及び除雪資機材を確保するなど、必要な措置を行うものとする。 また、大雪で大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある場合は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を回避する</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第4節 都市・地域の防災環境整備</p> <p>安全な都市環境の実現と、市街地における建造物等を災害から防護するための必要な対策又は事業は、この節の定めるところによって実施する。</p> <p>(略)</p> <p>3 既成市街地の防災対策</p> <p>(1) 避難路の確保・整備</p> <p>都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。</p>	<p>ことを基本的な考え方として、予防的な通行止め等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 都市・地域の防災環境整備</p> <p>安全な都市環境の実現と、市街地における建造物等を災害から防護するための必要な対策又は事業は、この節の定めるところによって実施する。</p> <p>さらに、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針等を位置づけた立地適正化計画に基づく都市のコンパクト化及び防災まちづくりを推進する。</p> <p>(略)</p> <p>3 既成市街地の防災対策</p> <p>(1) 避難路の確保・整備</p> <p>都市内道路については、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備し、豪雨時において、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保する。</p> <p>また、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努めるものとする。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第8節 水災防止対策の実施</p> <p>国土交通省、県及び市は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、<u>水位情報周知河川</u>、水防警報河川の指定や浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組を行う契機となるように努める。</p> <p>1 洪水予報河川の指定 (略)</p> <p>2 洪水に関する<u>水情報周知河川</u>の指定 (略)</p> <p>3 水防警報河川の指定 (略) (新設)</p> <p><u>4</u> 洪水浸水想定区域の指定 (略) (新設)</p>	<p>第8節 水災防止対策の実施</p> <p>国土交通省、県及び市町村は、それぞれの役割分担に応じ、水防法の定めるところにより、洪水予報河川、<u>水位周知河川</u>、水防警報河川、<u>水位周知海岸</u>の指定や浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップ、<u>高潮ハザードマップ</u>の作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組を行う契機となるように努める。</p> <p>1 洪水予報河川の指定 (略)</p> <p>2 洪水に関する<u>水位周知河川</u>の指定 (略)</p> <p>3 水防警報河川の指定 (略)</p> <p><u>4</u> <u>水位周知海岸の指定</u> 県は大分県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸を「<u>水位周知海岸</u>」に指定する。</p> <p><u>5</u> 洪水浸水想定区域の指定 (略)</p> <p><u>6</u> <u>高潮浸水想定区域の指定</u> 県は、<u>水位周知海岸</u>について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を「<u>高潮浸水想定区域</u>」として指定し、<u>指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。</u></p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>5 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置</p> <p>市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として市が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>また、洪水浸水想定区域内に、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの、又は大規模な工場その他の施設で、省令で定める基準を参酌して、市の条例で定める用途規模に該当し、所有者または管理者から申し出があった施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、市地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。</p> <p>さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を、大規模工場の所有者又は管理者は、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を、それぞれ作成し、訓練を実施するほか、自衛水防組織を設置するよう努め、計画を作成し、又は自衛水防組織を設置した時は、遅滞なく市に報告する。</p>	<p>7 浸水想定区域における避難確保のための措置</p> <p>市は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難経路に関する事項、洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項、その他、洪水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。また、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申し出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市地域防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p>
<p>6 洪水ハザードマップの作成・普及</p> <p>洪水ハザードマップは、住民等が自らの判断で適切な避難を行えるよう各種情報を提示するものである一方、緊急時には、一目で自分のいる場所での避難行動が判断できる必要もあることから、生命・身体に直接影響を及ぼす</p>	<p>8 ハザードマップの作成・普及</p> <p>浸水想定区域をその区域に含む市の長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p><u>可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域等は、特に早期かつ確実に、避難することが必要である。</u></p> <p><u>このことから、市において、これらの区域を「早期の避難が必要な区域」として適切に設定し、洪水ハザードマップに表示するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>国土交通省及び県は、市による洪水ハザードマップの作成・普及を促進するため必要な技術的支援を行うものとする。</u></p> <p>第3章 災害に強い人づくり</p> <p>第1節 自主防災組織</p> <p>2 杵築市の現状と課題</p> <p>杵築市における自主防災組織の数は平成7年から9年にかけて結成され、令和2年3月末時点で174組織、組織率は93.0%であり、全国的にみても取組が進んでいる。防災訓練の実施率は、令和元年度実績で93.6%となっているが、未組織の地域での組織化を図るとともに、組織活動の活性化が課題となっている。</p> <p>3 自主防災組織の果たす役割と活動 (略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p> <p>自主防災組織は地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う<u>必要がある</u>。</p>	<p><u>確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの作成・配布、その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>第3章 災害に強い人づくり</p> <p>第1節 自主防災組織</p> <p>2 杵築市の現状と課題</p> <p>杵築市における自主防災組織の数は平成7年から9年にかけて結成され、令和3年3月末時点で174組織、組織率は93.0%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、<u>自主防災組織における防災訓練の実施率はコロナ禍の影響を受け令和2年度実績で8.6%</u>となっている。今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の再活性化と充実が課題となっている。</p> <p>3 自主防災組織の果たす役割と活動 (略)</p> <p>(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり</p> <p>自主防災組織は、<u>ハザードマップを活用し</u>、地域の危険箇所や防災に役立つ施設などを確認する「防災まちあるき」<u>や防災訓練</u>を行うなど、地域住民が災害に関する意識を共有し、自らの問題として積極的に防災活動に関わるような取組みを進めるとともに、日ごろから高齢者の見守りや自治会の行事などを通じて、地域住民相互のコミュニケーションを高めることで地域コミュニティの活性化を図り、災害時に有効な体制づくりを行う。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>4 市の推進方針</p> <p>(5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿の事前提供に係る同意の取得等に対する支援 <p>(略)</p> <p>6 緊急避難場所及び避難所</p> <p>市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。</p>	<p>4 市の推進方針</p> <p>(5) 地域における避難行動要支援者の支援体制づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の事前提供に係る同意の取得並びに個別避難計画の作成等に対する支援 <p>(略)</p> <p>6 緊急避難場所及び避難所</p> <p>市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第2節 防災訓練</p> <p>県、市及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた防災訓練を実施するものとする。</p> <p>なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。 ○ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。 ○ 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。 ○ 市の地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努めること。 ○ 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。 	<p>第2節 防災訓練</p> <p>県、市及び防災関係機関は、地域防災計画・防災業務計画等の習熟、防災関係機関の応急対応能力の向上、住民の防災思想の高揚等を目的に、自主防災組織、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、各種災害に備えた地域の災害リスクに基づく防災訓練を実施するものとする。</p> <p>なお、訓練実施にあたっては、次の点に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関係機関相互、更には市民の代表者等を含め連絡協調体制を確立しておくことが肝要であるので、訓練計画策定に向けた検討会や現地説明会等の調整過程についても、参加者間の人間関係構築に向けた訓練の一部という認識のもと、工夫を凝らした運営を心がけること。 ○ 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、旅行者、外国人等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。 ○ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施すること。 ○ 図上訓練と実働訓練を交互に取り入れ、図上訓練で認識を統一した後、実働訓練を実施するなど、訓練の効率的な実施に努めること。 ○ 市の地域の特性に応じた訓練科目・内容を精選した訓練実施に努めること。 ○ 訓練実施後に結果を検証のうえ、防災計画の実効性を確保すること。

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前		改正後									
<p>2 総合防災訓練の実施</p> <p>県は、市及び防災関係機関との連携のもと、風水害等の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。</p> <p>(1) 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練</p> <p>(2) 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練</p> <p>(3) 交通規制、事前避難に関する訓練</p> <p>(4) 災害対策本部等の運営に関する訓練</p> <p>(5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練</p> <p>(6) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練</p>		<p>2 総合防災訓練の実施</p> <p>県は、市及び防災関係機関との連携のもと、風水害等の防災体制の万全を期するため総合防災訓練を実施するものとする。総合防災訓練では、おおむね次に掲げる内容を取り入れて行うものとする。</p> <p>(1) 風水害等発生時における応急対策の実施に必要な要員の参集に関する訓練</p> <p>(2) 防災気象情報の収集・伝達に関する訓練</p> <p>(3) 交通規制、事前避難に関する訓練</p> <p>(4) 災害対策本部等の運営に関する訓練</p> <p>(5) 消火活動、避難誘導、救出救助活動、救急医療活動、道路の啓開作業、給水給食等の応急措置に関する訓練</p> <p>(6) 広域避難に関する訓練</p> <p>(7) その他地震防災応急対策の実施に関する訓練</p>									
<p>5 各種防災訓練例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図上訓練</td> <td> <p>地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難勧告が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す10~20戸程度を1班とする)の班ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リヤカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。 </td> </tr> </tbody> </table>		訓練名	内 容	図上訓練	<p>地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難勧告が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す10~20戸程度を1班とする)の班ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リヤカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。 	<p>5 各種防災訓練例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図上訓練</td> <td> <p>地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難指示が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す10~20戸程度を1班とする)の班ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リヤカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。 </td> </tr> </tbody> </table>		訓練名	内 容	図上訓練	<p>地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難指示が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す10~20戸程度を1班とする)の班ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リヤカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。
訓練名	内 容										
図上訓練	<p>地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難勧告が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す10~20戸程度を1班とする)の班ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リヤカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。 										
訓練名	内 容										
図上訓練	<p>地区指定の災害時避難所等に集合の上、大雨等による避難指示が出された場合を想定し、少人数(回覧板を回す10~20戸程度を1班とする)の班ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地図を使い、増水や土砂崩れ等の危険予想箇所の確認、災害時に必要な資機材(スコップ、土嚢、リヤカー等)の保管場所確認、安全な避難経路の検討 ○ 避難行動要支援者の実態確認及び支援方法の検討等を行う図上訓練。 										

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第3節 防災教育 1～2 (略) 3 地域等における防災教育 (1) (略) (2) 市民に対する防災教育 市は、県又は防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとする。 教育方法として、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。 なお、ハザードマップ等の活用には、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p>	<p>第3節 防災教育 1～2 (略) 3 地域等における防災教育 (1) (略) (2) 市民に対する防災教育 市は、防災意識・知識の向上や防災の日常化を図るため、県又は防災関係機関と協力して、市民に対する防災教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとし、マスメディア、ホームページ、SNSの活用、動画・映像の放映・配信、パンフレット、ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。災害による人的被害をなくすためには、市民一人ひとりが、地域の災害リスクを把握し、早期避難を習慣化しておくことが肝要である。そのため、ハザードマップやマイ・タイムラインなど防災教育・啓発ツールを活用し、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成、強化 (略)</p> <p>4 ボランティアの育成・強化 (略)</p> <p>さらに災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するための研修会に、積極的に参加する。</p>	<p>第4節 消防団・水防団・ボランティアの育成、強化 (略)</p> <p>4 ボランティアの育成・強化 (略)</p> <p>さらに災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、運営実務を行うスタッフを育成するため、社会福祉協議会職員や市職員等を対象に、ボランティアの活動場所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生防止を含めた研修会に、積極的に参加する。</p> <p>なお、大分県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 地域における要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用等</p> <p>イ 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月 内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p>ロ 市は、杵築市地域防災計画に基づき、危機管理課と福祉事務所との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p>	<p>第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 地域における要配慮者対策</p> <p>(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用等</p> <p>イ 市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月 (R3.5月改定) 内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</p> <p>ロ 市は、杵築市地域防災計画に基づき、危機管理課や福祉事務所など関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>ハ 市は、杵築市地域防災計画に基づき、危機管理課や福祉事務所など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>ハ 市は、避難支援等に関わる関係者として杵築市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別計画の作成に努めるものとする。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ニ 市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。</p>	<p>ニ 市は、避難支援等に関わる関係者として杵築市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等など避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意及び必要に応じて避難支援等関係者の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報及び個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ホ 市は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画を提供するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報及び個別避難計画を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。</p> <p>ヘ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(2) 避難誘導體制の整備</p> <p>市は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。</p> <p>また、市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、<u>個々の避難支援プラン</u>等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。</p> <p><u>なお、福祉事務所は、避難行動要支援者の調査及び登録を推進し危機管理課、市社会福祉協議会並びに杵築速見消防組合と「避難行動要支援者支援システム」により情報を共有する。</u></p> <p>(3) 福祉避難所の指定</p> <p>市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。</p> <p>指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知する。</p> <p>また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。</p> <p>さらに、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル」の作成やマニュアルを活用した市職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会を実施する。</p>	<p>(2) 避難誘導體制の整備</p> <p>市は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。</p> <p>また、市は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個別避難計画等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。</p> <p>(3) 福祉避難所の指定</p> <p>市は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所の指定を推進する。</p> <p>指定にあたっては、社会福祉施設だけでなく、特別支援学校や旅館・ホテル等とあらかじめ協定を締結し、指定避難所での集団生活に支障をきたす要配慮者とその家族に対しては、多様な避難場所を提供できるよう努めるとともに、必要に応じて福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定した福祉避難所に関する情報を住民に周知(公示)する。</p> <p>また、福祉避難所の設置にあたっては、公共施設や特別支援学校、旅館・ホテル等を福祉避難所として利用する場合においても介護職員の派遣等について、社会福祉法人等に協力を要請する。</p> <p>さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実 (略)</p> <p>(2) 避難誘導対策の充実 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実</p> <p>1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実 (略)</p> <p>(2) 避難誘導対策の充実 (略)</p> <p>ホ 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成 ヘ 要配慮者のための支援マニュアルの作成</p> <p>(略)</p> <p>(8) 利水ダム等の事前放流の取組 河川管理者は、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等に参画し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第2章 活動体制の確立 (略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する風水害情報の収集及び関係機関への伝達等</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>○全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>○土砂災害警戒情報 大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。 市長は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、避難勧告等に関するガイドラインに基づき、土砂災害警戒情報が発令された場合には直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するとともに、土砂災害に関するメッシュ情報等を用いてあらかじめ発令範囲を具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p>	<p>第2章 活動体制の確立 (略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する風水害情報の収集及び関係機関への伝達等</p> <p>1 基本方針 (略)</p> <p>○全般気象情報、九州北部地方気象情報、大分県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。 また、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する大分県気象情報」という表題の気象情報を大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときに発表する。全般気象情報、九州北部地方気象情報も同時に発表する。</p> <p>○土砂災害警戒情報 大分県と大分地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。 市長は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、避難情報等に関するガイドラインに基づき、土砂災害警戒情報が発令された場合には直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害に関するメッシュ情報等を用いてあらかじめ発令範囲を具体的に設定し、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後														
<p>○記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。</p> <p>(略)</p> <p>3 浸水想定区域内要配慮者利用施設</p> <p>< 要配慮者利用施設 ></p> <table border="1" data-bbox="134 837 1117 1145"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人保健施設しおはま</td> <td>杵築市大字大内7703-4</td> </tr> <tr> <td>有料老人ホームにじの森</td> <td>杵築市大字大内4798-10</td> </tr> <tr> <td>医療法人大生会(衛藤外科)</td> <td>杵築市大字大内7695-1</td> </tr> <tr> <td>みやうちウイメンズクリニック</td> <td>杵築市大字杵築665-501</td> </tr> <tr> <td>中央保育園</td> <td>杵築市大字南杵築972</td> </tr> <tr> <td>大田子ども園</td> <td>杵築市大田石丸1433-1</td> </tr> </tbody> </table>	施設名称	所在地	介護老人保健施設しおはま	杵築市大字大内7703-4	有料老人ホームにじの森	杵築市大字大内4798-10	医療法人大生会(衛藤外科)	杵築市大字大内7695-1	みやうちウイメンズクリニック	杵築市大字杵築665-501	中央保育園	杵築市大字南杵築972	大田子ども園	杵築市大田石丸1433-1	<p>○記録的短時間大雨情報 大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに発表する。 この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>3 浸水想定区域内要配慮者利用施設</p> <p>資料編の【資料7-2】に掲載した。</p>
施設名称	所在地														
介護老人保健施設しおはま	杵築市大字大内7703-4														
有料老人ホームにじの森	杵築市大字大内4798-10														
医療法人大生会(衛藤外科)	杵築市大字大内7695-1														
みやうちウイメンズクリニック	杵築市大字杵築665-501														
中央保育園	杵築市大字南杵築972														
大田子ども園	杵築市大田石丸1433-1														

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

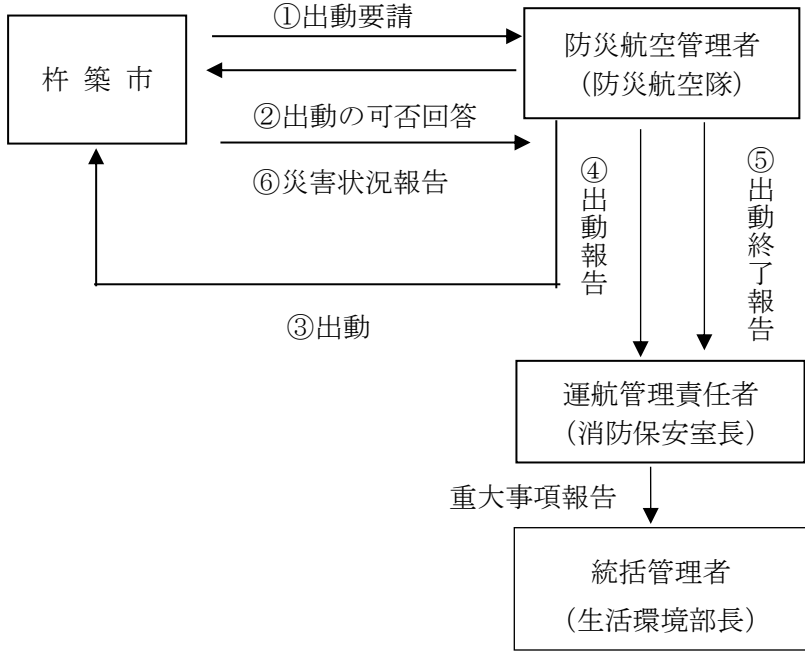
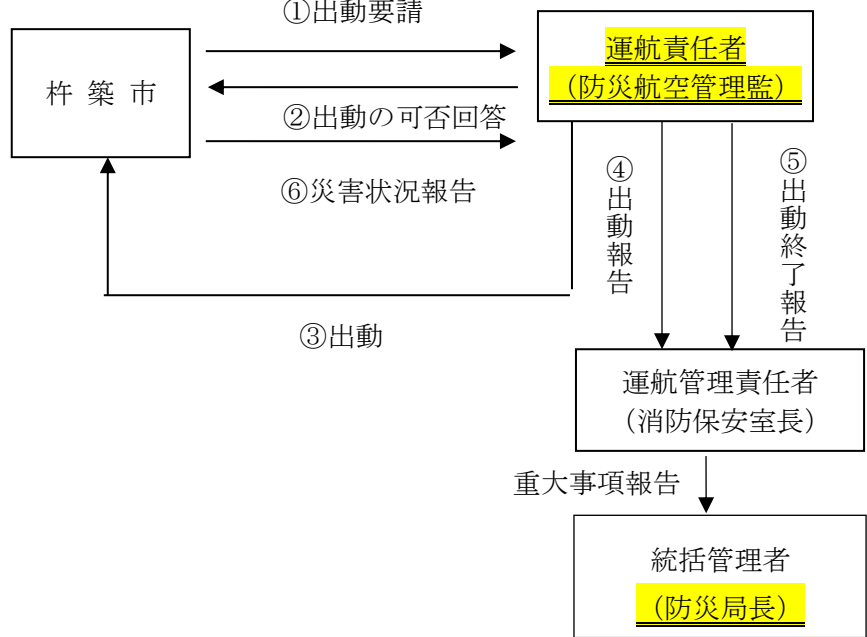
第3部 災害応急対策

改正前				改正後																			
<p>第6節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>1 災害救助法適用に関する活動</p> <p>市内で風水害等により大規模な被害が発生した<u>場合</u>、市は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法適用基準</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 応急救助の実施基準</p> <p>(1) 救助の程度及び期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対 象</th> <th>期 間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送費及び賃金職員等雇上費</td> <td>1、被災者の支援</td> <td>救助の実施が認められる期間以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				救助の種類	対 象	期 間	備 考	輸送費及び賃金職員等雇上費	1、被災者の支援	救助の実施が認められる期間以内		<p>第6節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>1 災害救助法適用に関する活動</p> <p>市内で風水害等により大規模な被害が発生し、<u>または発生するおそれがある</u>場合、市は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害救助法適用基準</p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部を設置し、告示された当該本部の所管区域に大分県が含まれ、県内市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。</u></p> <p>3 応急救助の実施基準</p> <p>(1) 救助の程度及び期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対 象</th> <th>期 間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸送費及び賃金職員等雇上費</td> <td>1、被災者<u>及び避難者の避難に係る支援</u></td> <td>救助の実施が認められる期間以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				救助の種類	対 象	期 間	備 考	輸送費及び賃金職員等雇上費	1、被災者 <u>及び避難者の避難に係る支援</u>	救助の実施が認められる期間以内	
救助の種類	対 象	期 間	備 考																				
輸送費及び賃金職員等雇上費	1、被災者の支援	救助の実施が認められる期間以内																					
救助の種類	対 象	期 間	備 考																				
輸送費及び賃金職員等雇上費	1、被災者 <u>及び避難者の避難に係る支援</u>	救助の実施が認められる期間以内																					

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第9節 防災ヘリコプターの運用の確立 (略)</p> <p>2 緊急運航の要件 防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の(1)～(3)の条件をすべて満たし、かつ「大分県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」に該当する場合にできるものとする</p> <p>3 緊急運航要請に係る手続 (1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである。</p> 	<p>第9節 防災ヘリコプターの運用の確立 (略)</p> <p>2 緊急運航の要件 防災ヘリコプター緊急運航の要請は、原則として次の(1)～(3)の条件をすべて満たし、かつ「大分県防災ヘリコプター緊急運航基準」に該当する場合にできるものとする。</p> <p>3 緊急運航要請に係る手続 (1) 防災ヘリコプターの緊急運航に係る要請先及び手順は次のとおりである。</p> 

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第16節 広報活動・災害記録活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の広報活動・災害記録活動の措置</p> <p>(1) 活動体制の確立</p> <p>災害対策本部を設置した場合、市では迅速かつ的確に広報・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。</p> <p>イ 報道機関への協力要請</p> <p>情報統制班は、<u>迅速かつきめ細かな広報について</u>、報道機関に対して協力の要請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成</p> <p>ハ 報道機関に対する情報の提供</p> <p>(へ) 住民に対する<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>及び避難所等の状況</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市の措置</p> <p>(略)</p> <p>特に、<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>等の発令時には、アナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号(第3節12参照)のサイレン音を使用することを徹底する。</p>	<p>第16節 広報活動・災害記録活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市の広報活動・災害記録活動の措置</p> <p>(1) 活動体制の確立</p> <p>災害対策本部を設置した場合、市では迅速かつ的確に広報・災害記録活動を行うため、以下の体制をとる。</p> <p>イ 報道機関への協力要請</p> <p>本部事務局は、報道機関に対して協力の要請を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 情報、資料の収集及び広報資料の作成</p> <p>ハ 報道機関に対する情報の提供</p> <p>(へ) 住民に対する<u>避難指示</u>及び避難所等の状況</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p> <p>第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市の措置</p> <p>(略)</p> <p>特に、<u>避難指示</u>等の発令時には、アナウンスに加え、水防信号規程に定める第4信号(第3節12参照)のサイレン音を使用することを徹底する。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第4節 避難の勧告・指示及び誘導</p> <p>災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。</p> <p>なお、本節では、<u>避難の勧告・指示及び避難誘導</u>について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。</p> <p>1 <u>避難勧告・措置の責任体制</u></p> <p>災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、<u>立退きを勧告し又は指示する等の避難措置</u>は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。</p> <p>2 <u>避難勧告・避難指示（緊急）等の基準</u></p> <p>避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。</p> <p>特に、<u>避難勧告</u>等の発令時には、県内において統一した警戒レベルの用語や、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。</p> <p>(1) 避難措置の区分</p> <p>(略)</p> <p>ハ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>（警戒レベル3）</p> <p>暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める</p>	<p>第4節 <u>避難の指示</u>及び誘導</p> <p>災害に際し、危険な地域又は危険が予想される地域にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し又は安全な場所に収容するなどの身体、生命の保護は、この節の定めるところによって実施する。</p> <p>なお、本節では、<u>避難の指示</u>及び避難誘導について定め、避難所の運営に係る活動については第4章第1節に定める。</p> <p>1 <u>避難指示</u>・措置の責任体制</p> <p>災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立退きを指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。</p> <p>2 <u>避難指示</u>等の基準</p> <p>避難措置は、おおむね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。</p> <p>特に、<u>避難指示</u>等の発令時には、県内において統一した警戒レベルの用語や、サイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。</p> <p>(1) 避難措置の区分</p> <p>(略)</p> <p>ハ <u>高齢者等避難</u>（警戒レベル3）</p> <p>暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>ニ <u>避難勧告（警戒レベル4）</u>・・・事前避難 <u>暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等の発生のおそれが高まったときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。</u></p> <p>ホ <u>避難指示（緊急）（警戒レベル4）</u> 暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等が発生するおそれが極めて高い状況又は著しく危険が切迫していると認められるときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。</p> <p>ヘ <u>災害発生情報（警戒レベル5）</u> 災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の住民等に命を守るための最善の行動を執るよう促す。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>避難勧告・避難指示（緊急）等の情報伝達</u></p> <p>イ <u>避難勧告等</u>を発令する場合、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達するとともに、水防信号規程に定める第4信号（第3節10参照）により、住民に周知する。</p> <p>ロ 災害対応支援システムで入力した<u>避難勧告・避難指示（緊急）等の情報</u>は、自動的に各種メールで一斉配信される。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 要配慮者への配慮 市は、発災時には、避難行動要支援本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行う。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行う。</p>	<p>ニ <u>避難指示（警戒レベル4）</u> 暴風雨、洪水、高潮又は地すべり等が発生するおそれが極めて高い状況又は著しく危険が切迫していると認められるときは、危険地域の住民等を速やかに近くの安全な場所に避難させる。</p> <p>ホ <u>緊急安全確保（警戒レベル5）</u> 災害が発生していることを把握したときは、可能な範囲で危険地域の住民等に命を守るための最善の行動を執るよう促す。</p> <p>(略)</p> <p>(2) <u>避難指示</u>等の情報伝達 <u>避難指示</u>等が発令する場合、対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるよう伝達するとともに、水防信号規程に定める第4信号（第3節10参照）により、住民に周知する。</p> <p>ロ 災害対応支援システムで入力した<u>避難指示</u>等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信される。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 要配慮者への配慮 市は、発災時には、避難行動要支援本人 <u>及び避難支援等関係者</u>の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿 <u>及び個別避難計画</u>を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行う。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行う。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第8節 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>2 市における二次災害防止活動</p> <p>(1) 建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動 各対策班は次のとおり二次災害防止のための措置を行い、その実施状況を把握するとともに、情報統制班に報告する。 (略) (新設)</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである(避難勧告・避難指示(緊急)及び避難誘導については、第3章第4節に、また、避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。)</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所における感染症対策 (略) (2) 避難先の検討・確保</p>	<p>第8節 二次災害の防止活動 (略)</p> <p>2 市における二次災害防止活動</p> <p>(1) 建築物・構造物の二次災害防止及び住宅の応急危険度判定活動 各対策班は次のとおり二次災害防止のための措置を行い、その実施状況を把握するとともに、情報統制班に報告する。 (略)</p> <p>ニ 危険な一般建築物の応急措置等 市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>本節は、避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行うための活動事項等を定めるものである(避難指示及び避難誘導については、第3章第4節に、また、避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。)</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所における感染症対策 (略) (2) 避難先の検討・確保</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。</p> <p>また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。</p> <p>感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>市は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。</p> <p>また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。</p> <p>併せて、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認し、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理課と福祉事務所が連携して、必要な措置を講じる。</p> <p>感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 感染症患者に関する情報共有等</p> <p>新型コロナウイルス感染症等の行動制限を要する感染症の自宅療養者やその濃厚接触者の避難に関して、危機管理課や健康長寿あんしん課、保健所、県と連携の下、平時から避難先の確保や避難行動について具体的な調整、確認を行う。</p> <p>併せて、保健所は自宅療養者や濃厚接触者に対し、避難先や避難方法について情報提供を行う。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>5 避難所の運営管理 (略) (7) 女性の視点からの避難所運営 ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、巡回警備や防犯ブザーの配布にも努める。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>5 避難所の運営管理 (略) (7) 女性の視点からの避難所運営 ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布にも努める。</p> <p>(略)</p> <p>7 広域避難</p> <p>○ 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の確保が必要であると判断した場合は、県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。 ・ 他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。 <p>○ 県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</p> <p>○ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>7 広域一時滞在</p> <p>市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、<u>県被災者救援部避難所対策班を通じて、他の市町村への受入れについて協議する。</u></p>	<p>○ 県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p> <p>○ 県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</p> <p>8 広域一時滞在</p> <p>市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、<u>県や受入先の市町村と以下のとおり調整を行うものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県内の他の市町村への避難については、受入先の市町村に直接協議することを原則とするが、必要に応じて県が調整する。</u> ・<u>他の都道府県の市町村への避難については、県に対し、受入先の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、市自ら受入先の都道府県内の市町村に協議することができる。</u>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前				改正後			
第5章 社会基盤の応急対策 (略) 第3節 農林水産業に関する応急対策 1 農産物応急対策				第5章 社会基盤の応急対策 (略) 第3節 農林水産業に関する応急対策 1 農産物応急対策			
災害名	対象作物	被害の種類	応急対策	災害名	対象作物	被害の種類	応急対策
風水害	水 稲	移植直後の流出	災害応急対策用種子もみを確保供給し、乳苗等を育苗する。近隣の余剰苗を緊急確保する。	風水害	水 稲	移植直後の流出	災害応急対策用種子もみを確保供給し、乳苗等を育苗する。近隣の余剰苗を緊急確保する。
		本田の流失埋没	代作への転換を指導する。			本田の流失埋没	代作への転換を指導する。
		病虫害の発生	「主要農作物病虫害及び雑草防除指導指針」(以下「防除指針」という。)に基づき、発生状況に応じた防除を速やかに行う。			病虫害の発生	「主要農作物病虫害及び雑草防除指導指針」(以下「防除指針」という。)に基づき、発生状況に応じた防除を速やかに行う。
		その他	技術指導 被害発生に即応し、予め編成した対策班が現地に出動の上、被害様相に応じた技術対策の指導に当たる。			用水対応	発災当初から県や土地改良区とともに水路の通水確認を行い、被災箇所においては、土砂撤去や仮設水路、仮設ポンプの設置等の応急工事に取組み、用水確保を図る。
				その他		技術指導 被害発生に即応し、予め編成した対策班が現地に出動の上、被害様相に応じた技術対策の指導に当たる。	

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
<p>第2章 公共土木施設等の災害復旧 (略)</p> <p>2 公共土木施設災害復旧事業の推進</p> <p>公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案のうえ災害復旧事業の促進を図るものとする。</p> <p>なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。</p> <p><u>また、高度な技術又は機械力を要する工事等で、工事实施体制や技術上の制約等により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</u></p>	<p>第2章 公共土木施設等の災害復旧 (略)</p> <p>2 公共土木施設災害復旧事業の推進</p> <p>公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案のうえ災害復旧事業の促進を図るものとする。</p> <p>なお、単独事業、補助事業及び直轄事業にかかる災害復旧事業についても短期間の完全復旧を実施するものとする。</p> <p>3 国土交通省等の権限代行制度</p> <p>○県は、市道について、市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、市に代わって県が災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うことも検討する。</p> <p>○市は、準用河川における改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の地域の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</p> <p>○県又は市は、災害時、県知事等が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持(河川の埋塞に係るものに限る。)において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、河川の維持の実施体制等の地域の実情により、河川に係る維持を的確に実施できない場合は、国土交通省の権限代行制度の適用を要請することも検討する。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後																			
<p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要</p> <p>(略)</p> <p>第2節 住まいの確保・再建のための支援</p> <p>1 被災者生活再建支援制度</p> <p>(1) 支援の種類：給付</p> <p>(2) 支援の内容</p> <p>①災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。</p> <p>②支給額は、下記の2つの支援金の合計額。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)</p> <p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" data-bbox="208 847 936 968"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊等</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" data-bbox="208 1054 1093 1211"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。 ※支援金の用途は限定されない。</p>	項目	住宅の被害程度		全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円	項目	住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	支給額	200万円	100万円	50万円	<p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要</p> <p>(略)</p> <p>第2節 住まいの確保・再建のための支援</p> <p>1 被災者生活再建支援制度（国制度）</p> <p>(1) 制度の対象となる自然災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象で、 ア 災害救助法施行例第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の災害 イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 等</p> <p>(2) 制度の対象となる被災世帯 上記の自然災害により ①住宅が「全壊」した世帯 ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯。 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯。 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯） ※被災時に現に居住していた世帯が対象となるので、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。</p>
項目		住宅の被害程度																		
	全壊等	大規模半壊																		
支給額	100万円	50万円																		
項目	住宅の再建方法																			
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																	
支給額	200万円	100万円	50万円																	

杵築市地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後																																									
<p>(3) 対象者：住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(※)下記の世帯を含む。</p> <p>1 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</p> <p>2 自然災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）</p> </div> <p>※被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。</p> <p>(4) 問合せ先：県、杵築市</p>	<p>(3) 支援金の支給額 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)</p> <table border="1" data-bbox="1142 478 2083 1037"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>基礎支援金</th> <th colspan="2">加算支援金</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>(住宅の被害程度)</th> <th colspan="2">(住宅の再建方法)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">①全壊 (損害割合50%以上)</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">②解体</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">③長期避難</td> <td rowspan="3">—</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>25万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 問合せ先：県、杵築市</p>		基礎支援金	加算支援金		計	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借	50万円	150万円	②解体	50万円	建設・購入	200万円	250万円	補修	100万円	150万円	賃借	50万円	100万円	③長期避難	—	建設・購入	100万円	100万円	補修	50万円	50万円	賃借	25万円	25万円
	基礎支援金		加算支援金		計																																					
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)																																								
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																						
		補修	100万円	200万円																																						
		賃借	50万円	150万円																																						
②解体	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																						
		補修	100万円	150万円																																						
		賃借	50万円	100万円																																						
③長期避難	—	建設・購入	100万円	100万円																																						
		補修	50万円	50万円																																						
		賃借	25万円	25万円																																						

杵築市地域防災計画新旧対照表

改正前	改正後																																																																		
<p>2 大分県災害被災者住宅再建支援制度</p> <p>(1) 支援の種類：給付</p> <p>(2) 支援の内容</p> <p>①災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。</p> <p>②支給額は、下記の2つの支援金の合計額。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)</p> <p>※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。</p> <p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">受託の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>床上浸水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p>※床上浸水には加算支援金はない</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支給額</th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td style="text-align: center;">80万円</td> <td style="text-align: center;">80万円</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> </tr> <tr> <td>床上</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※支援金の使途は限定されない。</p>	項目	受託の被害程度			全壊	半壊	床上浸水	支給額	100万円	50万円	5万円	支給額	住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	全壊	200万円	100万円	50万円	半壊	80万円	80万円	50万円	床上	—	—	—	<p>2 大分県災害被災者住宅再建支援制度</p> <p>(1) 支援の種類：給付</p> <p>(2) 支援の内容</p> <p>①災害の規模にかかわらず、全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた全ての世帯に対して支援金を支給する。</p> <p>②支給額は、下記のとおりに。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になる)</p> <p>※被災者生活再建支援法が適用になる場合は、支給しない。 ただし、中規模半壊世帯のみ国制度と供給可能。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害程度</th> <th colspan="4">支給額(定額)</th> </tr> <tr> <th>基礎支給額</th> <th colspan="2">加算支給金</th> <th>合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全壊 損害割合 50%以上</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> <td style="text-align: center;">300万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">200万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">半壊 (20%~49%)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td style="text-align: center;">80万円</td> <td style="text-align: center;">130万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td style="text-align: center;">5万円</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">5万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害程度	支給額(定額)				基礎支給額	加算支給金		合計額	全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円	補修	100万円	200万円	賃借	50万円	150万円	半壊 (20%~49%)	50万円	建設・購入	100万円	150万円	補修	80万円	130万円	賃借	50万円	100万円	床上浸水	5万円	—	—	5万円
項目		受託の被害程度																																																																	
	全壊	半壊	床上浸水																																																																
支給額	100万円	50万円	5万円																																																																
支給額	住宅の再建方法																																																																		
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																																																																
全壊	200万円	100万円	50万円																																																																
半壊	80万円	80万円	50万円																																																																
床上	—	—	—																																																																
被害程度	支給額(定額)																																																																		
	基礎支給額	加算支給金		合計額																																																															
全壊 損害割合 50%以上	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																																															
		補修	100万円	200万円																																																															
		賃借	50万円	150万円																																																															
半壊 (20%~49%)	50万円	建設・購入	100万円	150万円																																																															
		補修	80万円	130万円																																																															
		賃借	50万円	100万円																																																															
床上浸水	5万円	—	—	5万円																																																															

杵築市地域防災計画新旧対照表

改正前	改正後																		
<p>(3) 対象者：住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、全壊、半壊又は床上浸水し、居住していた市町村に引き続き居住する世帯</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。 被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金については支給されない。 被災者生活再建支援法が適用になっている市町村において、次の場合は、被災者生活再建支援制度において支給される。 〔住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯〕 </div> <p>(4) 問合先：県、杵築市</p>	<p>・国制度と併給する場合</p> <table border="1" data-bbox="1182 288 2094 555"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害程度</th> <th colspan="3">支給額（定額）</th> </tr> <tr> <th>基礎支給金</th> <th>加算支給金</th> <th>合計額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">半壊 (30%~39%)</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>—</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>30万円</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>25万円</td> <td>75万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 対象者：住宅が自然災害（暴風、豪雨、地震、津波、液状化等の地盤被害等）により、全壊、半壊又は床上浸水し、居住していた市町村に引き続き居住する世帯</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災時に現に居住していた世帯が対象となり、空き家、別荘、他人に貸している物件等は対象とならない。 被災時において被災した住宅を所有していない場合は、加算支援金の項目のうち、「賃借」以外の項目の加算支援金については支給されない。 被災者生活再建支援法が適用になっている市町村において、次の場合は、被災者生活再建支援制度において支給される。 〔住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止・居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯〕 </div> <p>(4) 問合先：県、市町村</p>	被害程度	支給額（定額）			基礎支給金	加算支給金	合計額	半壊 (30%~39%)	50万円	建設・購入	—	50万円	補修	30万円	80万円	賃借	25万円	75万円
被害程度	支給額（定額）																		
	基礎支給金	加算支給金	合計額																
半壊 (30%~39%)	50万円	建設・購入	—	50万円															
		補修	30万円	80万円															
		賃借	25万円	75万円															

杵築市地域防災計画新旧対照表

改正前		改正後	
11 住宅の応急修理（災害救助法）		11 住宅の応急修理（災害救助法）	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊（半焼）若しくは、準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の住家被害を受け、自ら修理する資力のない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、都道府県又は市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は1世帯あたり（令和元年10月基準）</p> <p>①大規模半壊又は半壊、半焼、流出の世帯：59万5千円以内</p> <p>②準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：30万円以内</p> <p>※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>	支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊（半焼）若しくは、準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の住家被害を受け、自ら修理する資力のない世帯又は、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、都道府県又は市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は1世帯あたり（令和元年10月基準）</p> <p>①大規模半壊又は半壊、半焼、流出の世帯：59万5千円以内</p> <p>②準半壊（損害割合が10%以上20%未満）の世帯：30万円以内</p> <p>※同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>
対象者	災害救助法が適用された市町村において、り災証明に「全壊、大規模半壊、半壊及び準半壊」と記載されている方。	対象者	<p>災害救助法が適用された市町村において、り災証明に「全壊、大規模半壊、半壊及び準半壊」と記載されている方。</p> <p>※応急修理期間における応急仮設住宅の使用については、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる方であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方に対して、令和2年7月豪雨から、応急仮設住宅の入居が可能となった。（入居期限は災害の発生の日から原則6ヶ月）</p>
問合せ先	県、杵築市（災害救助法が適用された場合）	問合せ先	県、杵築市（災害救助法が適用された場合）

杵築市地域防災計画新旧対照表

改正前		改正後																	
12 応急仮設住宅の供与（災害救助法）		12 応急仮設住宅の供与（災害救助法）																	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給																
支援の内容	1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。 2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。 (住宅の応急修理との併用不可)	支援の内容	1 県又は市町村が建設した応急仮設住宅に入居可能。 2 県又は市町村が借り上げた民間賃貸住宅や公営住宅等に入居可能。 (住宅の応急修理との併用不可。 ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、他の住まいの確保が困難な場合は、発災日から最大6か月間は、応急仮設住宅に入居可能。))																
問合せ先	県、杵築市（災害救助法が適用された場合）	問合せ先	県、杵築市（災害救助法が適用された場合）																
(略)		(略)																	
第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援		第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援																	
(略)		(略)																	
2 農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）		2 農林漁業者に対する資金貸付（常時対応可能）																	
支援の種類	融資	支援の種類	融資																
支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。 1 株式会社日本政策金融公庫	支援の内容	●災害により被害を受けた農林漁業者に対して、各種の資金貸付を行う。 1 株式会社日本政策金融公庫																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の使い途</th> <th>貸付限度額</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業セーフティネット資金</td> <td>災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資</td> <td>一般：600万円 特認：年間経営費の3/12又は年間粗利益の3/12のいずれか低い額</td> <td>10年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の3/12又は年間粗利益の3/12のいずれか低い額	10年以内（うち3年以内の据置可能）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金名</th> <th>資金の使い途</th> <th>貸付限度額</th> <th>償還期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農林漁業セーフティネット資金</td> <td>災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資</td> <td>一般：600万円 特認：年間経営費の6/12又は年間粗利益の6/12のいずれか低い額</td> <td>10年以内（うち3年以内の据置可能）</td> </tr> </tbody> </table>	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の 6/12 又は年間粗利益の 6/12 のいずれか低い額	10年以内（うち3年以内の据置可能）
資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間																
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の3/12又は年間粗利益の3/12のいずれか低い額	10年以内（うち3年以内の据置可能）																
資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間																
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資	一般：600万円 特認：年間経営費の 6/12 又は年間粗利益の 6/12 のいずれか低い額	10年以内（うち3年以内の据置可能）																

杵築市地域防災計画新旧対照表

改正前	改正後
<p>第5章 放射性物質事故対策</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務</p> <p>1 大分県</p> <p>(1) 大分県</p> <p>(略)</p> <p>ニ <u>大分県高度情報ネットワークシステム</u>の習熟</p> <p>第3節 放射性物質事故応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 活動体制の確立</p> <p>(1) 市の活動体制</p> <p>市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣および状況報告、また、状況に応じ<u>県消防防災ヘリコプター</u>等の応援要請を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 搜索、救助・救急、医療救護および消火活動</p> <p>(2) 消火活動</p> <p>ロ 市は、<u>消防防災ヘリコプター</u>による消火、偵察等を県に要請するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第5章 放射性物質事故対策</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務</p> <p>1 大分県</p> <p>(1) 大分県</p> <p>(略)</p> <p>ニ <u>大分県防災情報システム</u>の習熟</p> <p>第3節 放射性物質事故応急対策</p> <p>(略)</p> <p>2 活動体制の確立</p> <p>(1) 市の活動体制</p> <p>市は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立および災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣および状況報告、また、状況に応じ<u>県防災ヘリコプター</u>等の応援要請を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 搜索、救助・救急、医療救護および消火活動</p> <p>(2) 消火活動</p> <p>ロ 市は、<u>防災ヘリコプター</u>による消火、偵察等を県に要請するものとする。</p> <p>(略)</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

改正前	改正後
<p>5 避難誘導</p> <p>市は、放射性物質事故により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第3部第3章第4節 <u>避難の勧告・指示及び誘導</u>」の定めにより、地域住民等に対し<u>避難の勧告・指示</u>等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第6章 原子力災害対策</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務</p> <p>1 大分県</p> <p>(1) 大分県</p> <p>(略)</p> <p>ニ <u>大分県高度情報ネットワークシステム</u>の習熟</p> <p>(略)</p> <p>リ 屋内退避・<u>一時移転</u>体制の構築</p> <p>(略)</p> <p>2 杵築市</p> <p>(1) 杵築市</p> <p>チ 屋内退避・<u>一時移転</u>体制の構築</p>	<p>5 避難誘導</p> <p>市は、放射性物質事故により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第3部第3章第4節 <u>避難の指示</u>及び誘導」の定めにより、地域住民等に対し<u>避難の指示</u>等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第6章 原子力災害対策</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務</p> <p>1 大分県</p> <p>(1) 大分県</p> <p>(略)</p> <p>ニ <u>大分県防災情報システム</u>の習熟</p> <p>(略)</p> <p>リ 屋内退避・<u>避難</u>体制の構築</p> <p>(略)</p> <p>2 杵築市</p> <p>(1) 杵築市</p> <p>チ 屋内退避・<u>避難</u>体制の構築</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

改正前	改正後
<p>第2節 災害想定 (略)</p> <p>2 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響 大分県は、最寄りの原子力発電所（伊方発電所）から約4.5kmにあり、この区域外であるが、重点区域に準じた対策の考え方を基本に、平成27年3月に国が示したUPZ外の防護対策の方針も考慮して、市の対策のあり方や手順を検討していくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 原子力発電所事故事前対策 (略)</p> <p>3 住民の屋内退避・避難体制の整備 (2) 避難所等の確保・整備 市は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努める。</p>	<p>第2節 災害想定 (略)</p> <p>2 近隣の原子力発電所事故時に予想される影響 杵築市は、最寄りの原子力発電所（伊方発電所）から最短で約5.5kmにあり、この区域外であるが、重点区域に準じた対策の考え方を基本に、平成27年3月に国が示したUPZ外の防護対策の方針も考慮して、市の対策のあり方や手順を検討していくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 原子力発電所事故事前対策 (略)</p> <p>3 住民の屋内退避・避難体制の整備 (2) 避難所等の確保・整備 市は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。</p>

杵築市地域防災計画新旧対照表

改正前	改正後
<p>第4節 原子力発電所事故応急対策</p> <p>2 住民等への情報伝達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報伝達の内容</p> <p>(略)</p> <p>ロ 災害応急対策の状況（県及び市が講じている施策の状況、モニタリングの結果、<u>SPEEDIネットワークシステムによる放射能影響予測、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等</u>）</p> <p>4 緊急時モニタリングの実施</p> <p>(略)</p> <p>(3) 放射性物質拡散情報（SPEEDI 情報）などの収集</p> <p>県は、緊急時環境モニタリング及び住民の屋内退避等の防護措置指示の参考とするため、原子力規制委員会の試算する放射性物質の拡散予測等の計算結果について、国及び立地県に対して提供を求めるとともに、必要に応じて立地県に職員を派遣し、収集に努めるものとする。</p> <p>国や立地県からの情報が速やかに入手できない場合には、風向き等気象情報と県のモニタリング情報の収集に努める。</p> <p>5 屋内退避等の防護活動</p> <p>(2) 屋内退避、<u>避難勧告及び指示</u></p> <p>市は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退避、若しくは一時移転のための<u>立ち退きの勧告又は指示</u>を行うものとする。</p>	<p>第4節 原子力発電所事故応急対策</p> <p>2 住民等への情報伝達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 情報伝達の内容</p> <p>(略)</p> <p>ロ 災害応急対策の状況（県及び市が講じている施策の状況、モニタリングの結果、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況等）</p> <p>4 緊急時モニタリングの実施</p> <p>(略)</p> <p>削除</p> <p>5 屋内退避等の防護活動</p> <p>(2) 屋内退避、避難指示</p> <p>市は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退避、若しくは一時移転のための立ち退きの指示を行うものとする。</p>